

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5130141号
(P5130141)

(45) 発行日 平成25年1月30日(2013.1.30)

(24) 登録日 平成24年11月9日(2012.11.9)

(51) Int.Cl.		F I	
G06Q	30/06	(2012.01)	G06F 17/60 334
G06Q	10/10	(2012.01)	G06F 19/00 300A
B65G	61/00	(2006.01)	B65G 61/00 550
G06K	19/06	(2006.01)	G06K 19/00 A

請求項の数 3 (全 20 頁)

(21) 出願番号 特願2008-191106 (P2008-191106)
 (22) 出願日 平成20年7月24日(2008.7.24)
 (65) 公開番号 特開2010-26990 (P2010-26990A)
 (43) 公開日 平成22年2月4日(2010.2.4)
 審査請求日 平成23年7月20日(2011.7.20)

(73) 特許権者 591135440
 日本通運株式会社
 東京都港区東新橋1丁目9番3号
 (74) 代理人 100083873
 弁理士 三村 秀一
 (72) 発明者 及川 俊一
 東京都港区東新橋1丁目9番3号 日本通運株式会社内
 (72) 発明者 牛ノ濱 三郎
 東京都港区東新橋1丁目9番3号 日本通運株式会社内
 審査官 脇岡 剛

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 匿名配送管理システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

配送者の集荷側拠点に備えた拠点端末と配達側拠点に備えた拠点端末および情報管理センタに備えた配送管理サーバを物流通信網で結ぶ一方、配送管理サーバには、出品者および落札者のユーザ端末とインターネットで結んでネットオークションを運営する仲介者の配送仲介サーバを通信回線で接続し、

前記配送管理サーバは、

前記配送仲介サーバから、オークションの落札案件毎に仲介者が採番したID番号に配送者から割り振られた送り状番号をデータ上で紐付けし、落札物に関する荷物情報と出品者に関する出品者情報および落札者に関する落札者情報を含む配送申込データが入力されると、出品者の住所に最寄りの集荷側拠点と、落札者の住所に最寄りの配達側拠点を検索して割り出す集配拠点選定部と、

前記配送申込データに基づいて、落札物を出品者から集荷する作業を割り出した前記集荷側拠点に指示する集荷指示データを編集し、送り状番号で識別してデータ記憶部に格納すると共に前記集荷側拠点の拠点端末に伝送する集荷指示データ処理部と、

前記配送申込データに基づいて、依頼主控え欄に出品者情報を書き込む一方、届け先欄に落札者情報に代えて文字や記号で表示した匿名データを書き込んだ集荷用データ部を片側に生成し、送り状番号のバーコードを書き込んだ読取番号データ部を他側に生成して集荷用送り状データを編集し、送り状番号で識別して前記データ記憶部に格納すると共に前記集荷側拠点の拠点端末に伝送する集荷用送り状データ処理部と、

前記配送申込データに基づいて、依頼主欄に出品者情報に代えて文字や記号で表示した匿名データを書き込んで配達用データ部を片側に生成し、依頼主欄に出品者情報に代えて文字や記号で表示した匿名データを書き込む一方、届け先欄に落札者情報を書き込んだ受領書用データ部を他側に生成して配達用送り状データを編集し、送り状番号で識別して前記データ記憶部に格納する配達用送り状データ処理部とを備え、

前記集荷側拠点の拠点端末は、

送り状番号を基に前記配送管理サーバのデータ記憶部から前記集荷用送り状データを取り込む集荷用送り状データ取得部と、

該集荷用送り状データを、集荷側端末プリンタに出力して前記集荷用データ部の出品者情報が記録される依頼主控えのラベルと前記読取番号データ部の前記バーコードが記録される番号読取片のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙に、前記集荷側端末プリンタで印字して集荷用送り状を印刷する集荷用送り状出力部とを備え、

10

前記配達側拠点の拠点端末は、

落札物が前記配達側拠点に到着したとき、前記集荷用送り状の前記ラベル台紙から剥ぎ取った前記番号読取片に記録された前記バーコードをバーコード読取手段で読み取って送り状番号が読み込まれると、その送り状番号を基に前記配送管理サーバのデータ記憶部から前記配達用送り状データを取り込む配達用送り状データ取得部と、

該配達用送り状データを、配達側端末プリンタに出力して前記受領書用データ部の書込み情報が記録される受領書のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙に、前記配達側端末プリンタで印字して配達用送り状を印刷する配達用送り状出力部とを備えてなることを特徴とする、匿名配送管理システム。

20

【請求項 2】

前記配送管理サーバは、前記配送申込データに基づいて、前記集荷指示データ処理部で前記集荷指示データを編集するとき、届け先欄に落札者情報に代えて文字や記号で表示した匿名データを書き込んだ前記集荷指示データに編集し、その集荷指示データを、送り状番号で識別して前記集荷側拠点の拠点端末に伝送するように制御される一方、

前記集荷側拠点の拠点端末は、

前記配送管理サーバから集荷指示データを受信すると、該集荷指示データを取り込む集荷指示データ取得部と、

取り込んだ集荷指示データを、前記集荷側端末プリンタに出力して記録用紙に該端末プリンタで印字して集荷指示書を印刷する集荷指示書出力部を備えてなることを特徴とする、請求項 1 に記載の匿名配送管理システム。

30

【請求項 3】

前記配送管理サーバは、

前記配達側拠点まで配送して後、該配達側拠点に保管する配達途中の落札物を出品者へ返送する返送処理を実行するとき、前記配達側拠点に保管中の落札物を出品者へ返送する作業を指示する返送指示データを生成し、該返送指示データを、配送者が採番した返送用送り状番号で識別して前記配達側拠点の拠点端末に配信する返送指示データ処理部と、

届け先欄に出品者情報を書き込む一方、依頼主欄には落札者情報に代えて文字や記号で表示した匿名データを書き込んで、片側に返送用データ部を、他側に受領書用データ部をそれぞれ生成して返送用送り状データを編集し、前記データ記憶部に返送用送り状番号で識別して格納する返送用送り状データ処理部とを備え、

40

前記配達側拠点の拠点端末は、

前記配送管理サーバから返送指示データを受信すると、返送用送り状番号を基に前記配送管理サーバのデータ記憶部から返送用送り状データを取り込む返送用送り状データ取得部と、

返送用送り状データを、前記配達側端末プリンタに出力して前記受領書用データ部の書込み情報が記録される受領書のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙に、前記配達側端末プリンタで印字して返送用送り状を印刷する返送用送り状出力部とを備えてなることを特徴とする、請求項 1 又は 2 に記載の匿名配送管理システム。

50

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、落札物の出品者と落札者とが互いに匿名で、ネットオークションを運営する仲介者を介して売買した落札物を、匿名のまま配送依頼主の出品者から届け先の落札者に配送するための匿名配送管理システムに関する。

【背景技術】**【0002】**

最近、個人間での取引が多いネットオークションでは、出品者と落札者とが互いに匿名で、ネットオークションを運営する仲介者を介して落札物を売買するが、その落札物を出品者から落札者へ配送する過程で、出品者と落札者の個人情報流出する危険性が問題になり、この配送時の匿名性の確保が課題になっている。そこで、従来、落札物の出品者と落札者とが互いに匿名で、仲介者のオークション会社を介して売買した落札物を、匿名のまま出品者から落札者まで配送できるようにした、例えば特許文献1のような配送管理システムが提案されている。

10

【0003】

この従来の配送管理システムでは、出品者および落札者のユーザ端末とインターネットで結んだオークション会社のサーバに、荷物配送の受付側拠点に備えた取扱拠点端末や配達側拠点に備えた取扱拠点端末とネットワークで結んだ配送会社のサーバを通信回線で接続してデータ収受可能になっている。そこで、ネットオークションによる売買が成立すると、出品者のユーザ端末から、出品者が予め用意した配送会社に専用の送り状（配送伝票）に記載された送り状番号が送信されて、オークション会社のサーバに入力されると、オークションサーバは、送り状番号を売買取引とデータ上で紐付けして取引記憶部に登録する一方、ユーザ情報記憶部に格納された落札者住所を配達担当地域に含む配達側拠点を検索し、その配達側拠点の所在地情報を出品者のユーザ端末に返信するようになっている。従って、出品者側には、配送会社の配達側拠点の所在地情報のみ通知され、落札者の住所・氏名など個人情報は知らせられず、以って、匿名扱いにする。そこで、出品者は、配送の依頼主欄に、出品者の住所・氏名等を記入するが、届け先欄には、配達側拠点情報を記入して送り状を作成して受付拠点に落札物を持ち込む。配送会社は、この送り状に記載の配達側拠点まで落札物を配送する。

20

30

【0004】

一方、落札物が配達側拠点に到着すると、配達側拠点の取扱拠点端末から送り状番号を送信してオークションサーバに入力し、当該送り状番号に基づいて落札者の住所・氏名など、落札者の元に落札物を配達するのに必要な落札者情報を要求する一方、オークションサーバは、送り状番号と紐付けした取引IDを基に、ユーザ情報記憶部から該当する落札者情報を読み出して配達側拠点の取扱拠点端末に返信するようになっている。従って、配達側拠点には、届け先である落札者の住所・氏名など落札者情報だけがオークション会社から通知され、出品者の住所・氏名など個人情報は知らせず、匿名扱いにする。そこで、配達側拠点では、届け先欄に、落札者の住所・氏名など落札者情報を記入するが、依頼主欄には、出品者の個人情報を削除した新たな送り状を作成し、落札物の伝票を貼り替えてから、落札者の住所へ落札物を配達する。これによって、落札者は、自分の住所・氏名など個人情報を出品者に知らせなくても、匿名で落札物を受け取ることができる一方、出品者は、自分の住所・氏名など個人情報を落札者に知らせなくても、匿名で落札物を引き渡すことができるようになっている。

40

【特許文献1】特開2008-15767号公報

【特許文献2】特開2008-27260号公報

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

ところが、従来の配送管理システムでは、オークションによる売買の成立後、落札物の

50

配送手続の際に、配送手続が専門ではない出品者が、わざわざ配送会社専用の送り状を調達し、その送り状に記載の送り状番号をユーザ端末に入力してオークション会社に通知する必要があるだけでなく、オークション会社から、配達側拠点の所在地情報の通知を受けると、面倒にも、出品者自ら、依頼主欄に自分の住所・氏名など出品者情報を記入し、届け先欄には配達側拠点の情報を記入して送り状を作成し、しかも、わざわざ受付拠点まで送り状と共に落札物を持ち込むことが必要なシステム構成になっている。これでは、オークションによる売買取引の事前手続段階で、出品者は、既にオークション会社との間で出品者情報の入出力作業に煩わされているにも拘らず、次の配送手続の段階でも、重ねてデータの入出力や送り状の作成作業を強いられ、その結果、重ねて強いられる面倒な落札物の配送手続が出品者に負担となり、以って、匿名配送サービスの低下を招くという課題がある。

10

【 0 0 0 6 】

しかも、落札物の配送手続の際に、同様に配送手続が専門ではないオークション会社でも、出品者のユーザ端末から送り状番号がサーバに入力されると、わざわざ、ユーザ情報記憶部から落札者住所を配達担当地域に含む配達側拠点を検索し、配達側拠点の所在地情報を出品者のユーザ端末に返信する必要があるだけでなく、配達側拠点の取扱拠点端末から落札者情報を要求されると、ユーザ情報記憶部から落札者情報を読み出して配達側拠点の取扱拠点端末へ返信することが必要なシステム構成になっている。これでは、オークションによる売買取引の事前手続段階で、オークション会社は、既に出品者や落札者との間で情報の登録手続などの作業に煩わされているにも拘らず、次の配送手続の段階でも、データの送受信や通知作業を余計に強いられ、その結果、面倒な落札物の配送手続がオークション会社にとって負担となり、以って、匿名配送サービスの更なる低下を招くという課題があった。

20

【 0 0 0 7 】

そこで、本発明の目的は、そのような配送サービスの低下を招かないように、面倒な落札物の配送手続に、配送者以外の、ネットオークションの出品者や落札者や仲介者の手を煩わすことなく、出品者と落札者の双方に互いの個人情報を知られないで匿名のまま落札物を配送することを実現することにある。

【 課題を解決するための手段 】**【 0 0 0 8 】**

そこで、上述した目的を達成すべく、請求項 1 に記載の発明に係る匿名配送管理システムは、たとえば以下に示す図示実施の形態のとおり、配送者 N の集荷側拠点 A に備えた拠点端末 6 と配達側拠点 B に備えた拠点端末 7 および情報管理センタ S に備えた配送管理サーバ 4 を物流通信網で結ぶ一方、配送管理サーバ 4 には、出品者 Y および落札者 Z のユーザ端末 2・3 とインターネットで結んでネットオークションを運営する仲介者 X の配送仲介サーバ 1 を通信回線で接続し、前記配送管理サーバ 4 は、前記配送仲介サーバ 1 から、オークションの落札案件毎に仲介者 X が採番した ID 番号に配送者 N から割り振られた送り状番号 a をデータ上で紐付けし、落札物に関する荷物情報 c と出品者 Y に関する出品者情報 m および落札者 Z に関する落札者情報 n を含む配送申込データが入力されると、出品者 Y の住所に最寄りの集荷側拠点 A と、落札者 Z の住所に最寄りの配達側拠点 B を検索して割り出す集配拠点選定部 10 a と、前記配送申込データに基づいて、落札物を出品者 Y から集荷する作業を割り出した前記集荷側拠点 A に指示する集荷指示データ 15 を編集し、送り状番号 a で識別してデータ記憶部 4 a に格納すると共に前記集荷側拠点 A の拠点端末 6 に伝送する集荷指示データ処理部 10 b と、前記配送申込データに基づいて、依頼主控え欄 16 d に出品者情報 m を書き込む一方、届け先欄 16 c に落札者情報 n に代えて文字や記号で表示した匿名データ x を書き込んだ集荷用データ部 16 を片側に生成し、送り状番号 a のバーコード g を書き込んだ読取番号データ部 17 を他側に生成して集荷用送り状データ 20 を編集し、送り状番号 a で識別して前記データ記憶部 4 a に格納すると共に前記集荷側拠点 A の拠点端末 6 に伝送する集荷用送り状データ処理部 10 c と、前記配送申込データに基づいて、依頼主欄 21 b に出品者情報 m に代えて文字や記号で表示した匿

30

40

50

名データ x を書き込んで配達用データ部 2 1 を片側に生成し、依頼主欄 2 2 b に出品者情報 m に代えて文字や記号で表示した匿名データ x を書き込む一方、届け先欄 2 2 a に落札者情報 n を書き込んだ受領書用データ部 2 2 を他側に生成して配達用送り状データ 3 0 を編集し、送り状番号 a で識別して前記データ記憶部 4 a に格納する配達用送り状データ処理部 1 0 d とを備え、前記集荷側拠点 A の拠点端末 6 は、送り状番号 a を基に前記配達管理サーバ 4 のデータ記憶部 4 a から前記集荷用送り状データ 2 0 を取り込む集荷用送り状データ取得部 4 0 c と、該集荷用送り状データ 2 0 を、集荷側端末プリンタ 3 9 に出力して出品者情報 m が記録される依頼主控え 2 6 のラベルと前記読取番号データ部 1 7 の前記バーコード g が記録される読取番号片 2 7 のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙 2 8 に、前記集荷側端末プリンタ 3 9 で印字して集荷用送り状 5 0 を印刷する集荷用送り状出力部 4 0 d とを備え、前記配達側拠点 B の拠点端末 7 は、落札物が前記配達側拠点 B に到着したとき、前記集荷用送り状 5 0 の前記ラベル台紙 2 8 から剥ぎ取った前記読取番号片 2 7 に記録された前記バーコード g をバーコード読取手段で読み取って送り状番号 a が読み込まれると、その送り状番号 a を基に前記配達管理サーバ 4 のデータ記憶部 4 a から前記配達用送り状データ 3 0 を取り込む配達用送り状データ取得部 5 5 a と、該配達用送り状データ 3 0 を、配達側端末プリンタ 4 9 に出力して前記受領書用データ部 2 2 の書込み情報が記録される受領書 3 1 のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙 3 2 に、前記配達側端末プリンタ 4 9 で印字して配達用送り状 6 0 を印刷する配達用送り状出力部 5 5 b とを備えてなることを特徴とする。

10

【 0 0 0 9 】

20

請求項 2 に記載の発明は、請求項 1 に記載の匿名配送管理システムにおいて、たとえば以下に示す図示実施の形態のとおり、前記配達管理サーバ 4 は、前記配達申込データに基づいて、前記集荷指示データ処理部 1 0 b で前記集荷指示データ 1 5 を編集するとき、届け先欄に落札者情報 n に代えて文字や記号で表示した匿名データ x を書き込んだ前記集荷指示データ 1 5 に編集し、その集荷指示データ 1 5 を、送り状番号 a で識別して前記集荷側拠点 A の拠点端末 6 に伝送するように制御される一方、前記集荷側拠点 A の拠点端末 6 は、前記配達管理サーバ 4 から集荷指示データ 1 5 を受信すると、該集荷指示データ 1 5 を取り込む集荷指示データ取得部 4 0 a と、取り込んだ集荷指示データ 1 5 を、前記集荷側端末プリンタ 3 9 に出力して記録用紙に該端末プリンタ 3 9 で印字して集荷指示書 4 5 を印刷する集荷指示書出力部 4 0 b を備えてなることを特徴とする。

30

【 0 0 1 0 】

請求項 3 に記載の発明は、請求項 1 又は 2 に記載の匿名配送管理システムにおいて、たとえば以下に示す図示実施の形態のとおり、前記配達管理サーバ 4 は、前記配達側拠点 B まで配送した後、該配達側拠点 B に保管する配達途中の落札物を出品者 Y へ返送する返送処理を実行するとき、前記配達側拠点 B に保管中の落札物を出品者 Y へ返送する作業を指示する返送指示データを生成し、該返送指示データを、配送者 N が採番した返送用送り状番号 a 1 で識別して前記配達側拠点 B の拠点端末 7 に配信する返送指示データ処理部 1 0 e と、届け先欄 2 3 b ・ 2 4 b に出品者情報 m を書き込む一方、依頼主欄 2 3 c ・ 2 4 c には落札者情報 n に代えて文字や記号で表示した匿名データ x を書き込んで、片側に返送用データ部 2 3 を、他側に受領書用データ部 2 4 を生成して返送用送り状データ 3 5 を編集し、前記データ記憶部 4 a に返送用送り状番号 a 1 で識別して格納する返送用送り状データ処理部 1 0 f とを備え、前記配達側拠点 B の拠点端末 7 は、前記配達管理サーバ 4 から返送指示データを受信すると、返送用送り状番号 a 1 を基に前記配達管理サーバ 4 のデータ記憶部 4 a から返送用送り状データ 3 5 を取り込む返送用送り状データ取得部 5 5 c と、返送用送り状データ 3 5 を、前記配達側端末プリンタ 4 9 に出力して前記受領書用データ部 2 4 の書込み情報が記録される受領書 4 1 のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙 4 2 に、前記配達側端末プリンタ 4 9 で印字して返送用送り状 6 5 を印刷する返送用送り状出力部 5 5 d とを備えてなることを特徴とする。

40

【 発明の効果 】

【 0 0 1 1 】

50

請求項 1 に記載の発明によれば、配送管理サーバは、出品者および落札者のユーザ端末とインターネットで結んでネットオークションを運営する仲介者の配送仲介サーバを通信回線で接続し、落札物を出品者から集荷して落札者へ配達する配送処理を実行するときに、配送仲介サーバから、落札物に関する荷物情報と出品者に関する出品者情報および落札者に関する落札者情報を含む配送申込データが入力されると、出品者の住所に最寄りの集荷側拠点と、落札者の住所に最寄りの配達側拠点を割り出す一方、仲介者からの配送申込データに基づいて、届け先側の落札者情報を匿名データで表示した集荷用送り状データと、反対に集荷先側の出品者情報を匿名データで表示した配達用送り状データの 2 つに分けて編集し、一方の集荷用送り状データは、集荷側拠点の拠点端末で集荷側端末プリンタに出力して集荷用送り状として印刷し、他方の配達用送り状データは、配達側拠点の拠点端末で配達側端末プリンタに出力して配達用送り状として印刷し、従って、落札物の集荷作業過程において、集荷用送り状には届け先側の落札者情報が匿名データで表示されるため、出品者に落札者情報が開示されることなく、匿名性を確保して落札物を出品者の元から集荷することができ、他方で、落札物の配達作業過程においても、配達用送り状には、集荷先側の出品者情報が匿名データで表示されるため、落札者に出品者情報が開示されることなく、匿名性を確保して落札物を落札者の届け先へ配達することができ、以って、面倒な落札物の配送手続に、配送者以外の、ネットオークションの出品者や仲介者の手を煩わすことなく、出品者と落札者の双方に互いの個人情報を知られないで匿名のまま落札物を配達することが実現し、その結果、落札物の配送サービスを向上させることができる。

10

【 0 0 1 2 】

20

しかも、請求項 1 に記載の発明によれば、例えば、落札物を落札者の届け先に配達した後、届けた落札物について、品違い等を理由に落札者からオークションサイトを通して仲介者に返品依頼があり、この返品依頼に応じて落札物を出品者へ返送する場合には、元の配達側の拠点が返品落札物を落札者から集荷する集荷側の拠点となる一方、元の集荷側の拠点が届け先の出品者へ配達する配達側拠点になるだけで、落札者に届いた返品落札物を、先に配達側であった集荷側拠点から落札者の元に向いて集荷し、先に集荷側であった配達側拠点まで逆向きに配送し、更に、その配達側拠点から届け先の出品者の元へ配達すればよく、この通常の配送処理で以って、そのまま落札者に届けた落札物を出品者へ返送する返送処理に代えることができる。即ち、この返品落札物を落札者から集荷して出品者へ配達する返送処理を実行するときも、集荷作業過程において、集荷用送り状には、届け先側の出品者情報が匿名表示されるため、集荷先の落札者に出品者情報が開示されることなく、自動的に匿名性を確保して返品落札物を落札者の元から集荷することができる。更に、返品落札物の配達作業過程においても、配達用送り状には、集荷先側の落札者情報が匿名表示されるため、出品者に落札者情報が開示されることなく、自動的に匿名性を確保して落札物を出品者の届け先へと配達することができ、以って、落札物を返送するに当たっても、自動的に匿名性を確保して配送サービスを更に向上させることができる。

30

【 0 0 1 3 】

請求項 2 に記載の発明によれば、配送管理サーバは、配送申込データに基づいて、届け先側の落札者情報を匿名データで表示した集荷指示データを編集し、その集荷指示データを集荷側拠点の拠点端末で集荷側端末プリンタに出力して集荷指示書として印刷し、従って、落札物の集荷作業過程において、集荷指示書にも、届け先側の落札者情報が匿名表示されるため、出品者に落札者情報が開示されることなく、それだけ確実に匿名性を確保して落札物を出品者の元から集荷することができる。

40

【 0 0 1 4 】

請求項 3 に記載の発明によれば、配送管理サーバは、配達側拠点まで配送した後、該配達側拠点に保管する配達途中の落札物を出品者へ返送する返送処理を実行する場合は、落札者情報を匿名データで表示した返送用送り状データを編集し、その返送用送り状データを配達側拠点の拠点端末で配達側端末プリンタに出力して返送用送り状として印刷し、従って、落札物の返送作業過程においても、返送用送り状には落札者情報が匿名表示されるため、出品者に落札者情報が開示されることなく、自動的に匿名性を確保して落札物を出

50

品者の元に返送することができ、以って、落札物の配送サービスを更に一層向上させることができる。

【0015】

以下、図面を参照しつつ、本発明の実施の形態について説明する。

【0016】

図1は、本発明に係る匿名配送管理システムの全体構成を示すブロック図である。本発明は、面倒な落札物の配送手続に、配送者N以外の、ネットオークションの出品者Yや落札者Zや仲介者Xの手を煩わすことなく、出品者Yと落札者Z双方に互いの個人情報を知られないで匿名のまま落札物を配送することを実現した。

【0017】

そのため、本発明の匿名配送管理システムでは、仲介者Xに配送仲介サーバ1を備え、配送仲介サーバ1に、出品者Yと落札者Zにそれぞれ備えたユーザ端末2・3をインターネットで結ぶ一方、落札物を含む貨物の配送情報を管理する配送者Nの情報管理センタSに備えた配送管理サーバ4を、互いのEDIサーバを介して専用通信回線で接続している。他方、配送者N側では、配送管理サーバ4および落札物を含む貨物の配送履歴を収集して情報管理する配送履歴管理サーバ5に、全国各地の集荷側拠点Aに備えた拠点端末6と配達側拠点Bに備えた拠点端末7の他、図示しないが、中継拠点など全国の配送拠点に備えた拠点端末をイントラネットで結び、以って、落札物の匿名配送サービスの物流通信網を構築している。

【0018】

仲介者Xは、ネットオークションの運営会社で、出品者(売主)Yと落札者(買主)Zとがオークションサイトを通じて匿名で行う落札物の売買取引を仲介するオークション会社である。配送仲介サーバ1は、ネットオークションで売買が成立すると、制御部(CPU)1aによりデータ処理部1bを動作し、落札物に関する荷物情報と、出品者Yの住所・氏名・電話番号など出品者Yに関する出品者情報と、落札者Zの住所・氏名・電話番号など落札者Zに関する落札者情報など、落札物を出品者Yから落札者Zに配送するために必要な配送情報を書き込んだ配送申込データを、オークション用のID番号に配送用の送り状番号をデータ上で紐付けして生成処理している。ID番号は、成約したオークションの落札案件の識別番号で、仲介者Xが落札案件毎に採番する。送り状番号は、伝票番号等とも云い、荷物の配送内容を識別する番号で、仲介者Xに配送者Nから予め割り振られている。配送仲介サーバ1は、配送申込データをデータ処理部1bで生成処理すると、1件別にデータ記憶部1cに格納する一方、所定の配送申込時に、データ記憶部1cから読み出してデータ送受信部1dで配送者Nの配送管理サーバ4へ伝送する。

【0019】

配送者Nの情報管理センタSは、仲介者Xから落札物の配送申込を受け付ける窓口でもある。配送管理サーバ4は、キーボード・マウス等のポインティングデバイスからなる入力部と、入力データのモニタに用いる表示部と、各種データを出力する出力部と、各種のデータ・ファイル・マスタの他に、本システムが有する機能を実現させるプログラム10を記憶したデータ記憶部4aと、データ送受信部4bを備え、それら各部を、動作制御を行う制御部(CPU)4cに接続してなる。データ記憶部4aは、エリアマスタ11を格納し、エリアマスタ11に、各地の集荷側拠点Aおよび配達側拠点Bを出品者Yや落札者Zが所在する地域を示す地域コードと照合させて、出品者Yや落札者Z毎に該当する各拠点A・Bが判明するようにした拠点識別データを記憶している。地域コードは、都道府県などの特定地域、例えば所定の数字で表したJISコードである。

【0020】

更に、配送管理サーバ4は、プログラム10として、集配拠点選定部10aと、集荷指示データ処理部10bと、集荷用送り状データ処理部10cと、配達用送り状データ処理部10dと、返送指示データ処理部10eと、返送用送り状データ処理部10fとを備える。

【0021】

10

20

30

40

50

集配拠点選定部 10 a は、配送仲介サーバ 1 から配送申込データが入力されると、エリアマスタ 11 から拠点識別データを読み出し、拠点識別データから配送申込データに記録された地域別コードを照合し、出品者情報中の出品者住所（集荷先住所）に最寄りの集荷側拠点 A と、落札者情報中の落札者住所（届け先住所）に最寄りの配達側拠点 B を検索して割り出すプログラムになっている。

【 0 0 2 2 】

集荷指示データ処理部 10 b は、配送申込データに基づいて集荷指示データを編集し、送り状番号で 1 件別に識別すると共に仲介者 X たる顧客単位に仕分けしてデータ記憶部 4 a に格納する一方、割り出した集荷側拠点 A の拠点端末 6 へ伝送してデータ移送するプログラムになっている。集荷指示データは、落札物を出品者 Y から集荷する作業を、割り出した集荷側拠点 A に指示する集荷指示書作成用のデータである。そこで、集荷指示データ処理部 10 b は、配送申込データに基づいて集荷指示データ 15 を編集するとき、図 2 に示すように、送り状番号 a を書き込んで配送案件を識別し、仲介者 X の顧客名 12 ・顧客コードに関する顧客情報 b や商品名・数量・重量等の荷物情報 c の他に、集荷先の住所・名称・電話番号など出品者 Y に関する出品者情報 m を書き込む一方で、届け先の住所・名称・電話番号など落札者 Z に関する落札者情報 n を記録する届け先欄には、落札者情報に代えて文字や記号で表示した匿名データ x、図示例ではアスタリスク（* 印）を書き込んで集荷指示データ 15 を編集生成するプログラムになっている。なお、依頼主と集荷先が同じ場合は、図示例のように依頼主欄にもアスタリスク（* 印）を書き込んで依頼主情報の記載を省略する。

【 0 0 2 3 】

集荷用送り状データ処理部 10 c は、配送申込データに基づいて集荷用送り状データを編集し、送り状番号で 1 件別に識別すると共に仲介者 X たる顧客単位に仕分けしてデータ記憶部 4 a に格納する一方、集荷側拠点 A の拠点端末 6 へ伝送してデータ移送するプログラムになっている。

【 0 0 2 4 】

そこで、集荷用送り状データ処理部 10 c は、配送申込データに基づいて集荷用送り状データ 20 を編集するとき、図 3 に示すように、品名欄 16 a に落札物の商品名・数量・サイズ等の荷物情報 c を書き込むと共に、依頼主控え欄 16 b に集荷先の住所・氏名・電話番号等の出品者情報 m を書き込む一方、届け先欄 16 c には、落札者情報に代えて文字や記号で表示した匿名データ x、図示例では配達側拠点 B の名称を使って「港 センター気付オークション落札者」と書き込んで集荷用データ部 16 を片側半分に生成し、他側の番号表記欄 17 a に送り状番号 a のバーコード g を書き込んだ読取番号データ部 17 を生成して集荷用送り状データ 20 を編集するプログラムになっている。なお、集荷用データ部 16 の依頼主欄 16 d には、そこに記載する事項が依頼主控え欄 16 b と同じ出品者情報 m なので、アスタリスク（* 印）を書き込んで依頼主情報の記載を省略している。なお、読取番号データ部 17 には、余白に 17 b に、送り状番号 a の下 4 桁からなる大文字の数字で荷物照合用番号 19 を記録してなる。

【 0 0 2 5 】

配達用送り状データ処理部 10 d は、配送申込データに基づいて配達用送り状データを編集し、送り状番号で 1 件別に識別してデータ記憶部 4 a に格納するプログラムになっている。

【 0 0 2 6 】

そこで、配達用送り状データ処理部 10 d は、配送申込データに基づいて配達用送り状データ 30 を編集するとき、図 4 に示すように、品名欄 21 a に落札物の商品名・数量・サイズ等の荷物情報 c を書き込む一方、依頼主欄 21 b には、出品者情報に代えて文字や記号で表示した匿名データ x、図示例ではアスタリスク（* 印）を書き込んで配達用データ部 21 を片側半分に生成し、他側の届け先欄 22 a に届け先の住所・氏名・電話番号等の落札者情報 n を書き込む一方、依頼主欄 22 b には、出品者情報に代えて匿名データ x としてアスタリスク（* 印）を書き込んだ受領書用データ部 22 を生成して配達用送り状

10

20

30

40

50

データ30を編集するプログラムになっている。なお、受領書用データ部22の余白22cと配達用データ部21の届け先欄21cには、集荷用送り状データ20に対応させて、送り状番号aの下4桁からなる大文字の数字の同じ荷物照合用番号19を記録してなる。

【0027】

返送指示データ処理部10eは、特に配達側拠点Bに保管する配達途中の落札物を出品者Yに返送する返送処理を実行する場合に、配達側拠点Bに保管中の落札物を出品者Yへ返送する作業を指示する返送指示データを生成し、その返送指示データを、配送者Nが新たに採番した返送用送り状番号で識別して配達側拠点Bの拠点端末7に配信するプログラムになっている。

【0028】

返送用送り状データ処理部10fは、図5に示すように、品名欄23a・24aに商品名・数量・重量等の荷物情報cを書き込み、届け先欄23b・24bに、出品者Yの住所・名称・電話番号など出品者Yに関する出品者情報mを書き込む一方、依頼主欄23c・24cには、返送先の住所・名称・電話番号など出品者Yに関する落札者情報に代えて文字や記号で表示した匿名データx、図示例ではアスタリスク(*印)や「オークション落札者」と書き込んで、片側に返送用データ部23を、他側に受領書用データ部24を生成して返送用送り状データ35を編集し、データ記憶部4aに返送用送り状番号a1で1件別に識別して格納するプログラムになっている。返送用データ部23と受領書用データ部24の番号表記欄23d・24dには、返送用送り状番号a1のバーコードg1を書き込んで生成してなる。

【0029】

集荷側拠点Aの拠点端末6は、図1に示すように、キーボード・マウス等のポインティングデバイスからなる入力部、入力データのモニタに用いる表示部、各種のデータ・マスタ・ファイルの他、本システムが有する機能を実現させるプログラム40等を格納するデータ記憶部6a、データ送受信部6b等を、各部の動作制御を行う制御部(CPU)6cに接続すると共に、外部の周辺機器として、ラベルプリンタからなる拠点端末プリンタ39を接続してなる。

【0030】

更に、集荷側拠点Aの拠点端末6は、プログラム40として、集荷指示データ取得部40aと、集荷指示書出力部40bと、集荷用送り状データ取得部40cと、集荷用送り状出力部40dを備える。

【0031】

集荷指示データ取得部40aは、配送管理サーバ4のデータ記憶部4aからデータ移送される集荷指示データ15を受信しているとき、集荷指示データ15を取り込むプログラムになっている。集荷指示書出力部40bは、図2に示す如く取り込んだ集荷指示データ15を、送り状番号aで1件別に識別してデータ記憶部6aに格納する一方、図1に示す集荷側端末プリンタ39に出力して記録用紙に該端末プリンタ39で印字して集荷指示書45を印刷するプログラムになっている。

【0032】

集荷用送り状データ取得部40cは、配送管理サーバ4のデータ記憶部4aからデータ移送される集荷用送り状データ20を受信しているとき、集荷用送り状データ20を取り込むプログラムになっている。集荷用送り状出力部40dは、図3に示す如く取り込んだ集荷用送り状データ20を、送り状番号aで1件別に識別してデータ記憶部6aに格納する一方、図1に示す集荷側端末プリンタ39に出力する。そして、図6に示すように、出品者情報mが記録される依頼主控え26のラベルと、送り状番号aのバーコードgが記録される番号読取片27のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙28に、集荷側端末プリンタ39で印字して集荷用送り状50を印刷するプログラムになっている。

【0033】

配達側拠点Bの拠点端末7は、図1に示すように、キーボード・マウス等のポインティングデバイスからなる入力部、入力データのモニタに用いる表示部、各種のデータやファ

10

20

30

40

50

イルの他に、本システムが有する機能を実現させるプログラム 55 等を格納する記憶部 7a、データ送受信部 7b 等を、各部の動作制御を行う制御部 (CPU) 7c に接続すると共に、外部の周辺機器として、配達側端末プリンタ 49 と、送り状番号 a のバーコード g を読み取ってデータを入力するバーコード読取手段のバーコードリーダ (図示省略) を接続している。

【0034】

そこで、配達側拠点 B の拠点端末 7 は、プログラム 55 として、配達用送り状データ取得部 55a と配達用送り状出力部 55b と、返送用送り状データ取得部 55c と、返送用送り状出力部 55d とを備える。

【0035】

配達用送り状データ取得部 55a は、図 6 で示す集荷用送り状 50 の番号読取片 27 に記録されたバーコード g を前記バーコードリーダで読み取られて送り状番号 a が読み込まれると、その送り状番号 a を基に配送管理サーバ 4 のデータ記憶部 4a から、図 4 に示す配達用送り状データ 30 を取り込むプログラムになっている。配達用送り状出力部 55b は、配達用送り状データ 30 が取り込まれると、配達用送り状データ 30 を配達側端末プリンタ 49 に出力し、図 7 に示すように、受領書用データ部 22 の書込み情報が記録される受領書 31 のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙 32 に、配達側端末プリンタ 49 で印字して配達用送り状 60 を印刷するプログラムになっている。

【0036】

返送用送り状データ取得部 55c は、配送管理サーバ 4 のデータ記憶部 4a からデータ移送する返送用送り状データ 35 を受信しているとき、その返送用送り状データ 35 を取り込めるプログラムになっている。返送用送り状出力部 55d は、図 5 で示す如く返送用送り状データ 35 が取り込まれると、返送用送り状データ 35 を配達側端末プリンタ 49 に出力し、図 8 に示すように、受領書用データ部 22 の書込み情報が記録される受領書 41 のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙 42 に、配達側端末プリンタ 49 で印字して返送用送り状 65 を印刷するプログラムになっている。

【0037】

配送履歴管理サーバ 5 は、ウェブサーバで、データの入出力部や送受信部の他に、図 1 に示す如く、本システムが有する機能を実現させるプログラム 70 などを格納したデータ記憶部 5a 等を、各部の動作制御を行う制御部 (CPU) 5b に接続してなる。配送履歴管理サーバ 5 は、出品者 Y のユーザ端末 2 や落札者 Z のユーザ端末 3 とインターネットで結ぶと共に、配送管理サーバ 4 とイントラネットで結んで連携し、全国の拠点端末から収集する落札物に関する最新の配送状況を、配送履歴データとして随時伝送するようになっている。

【0038】

データ記憶部 5a には、配送履歴データベース 59 を備えている。配送履歴データベース 59 は、出品者 Y から落札物を配送貨物として集荷してから、最寄りの集荷側拠点 A を発送し、場合によっては中継拠点を経て、最寄りの配達側拠点 B に配送してから、配達側拠点 B から落札者 Z まで配達するに至る、落札物の配送履歴データを送り状番号 a で識別して記憶している。更に、データ記憶部 5a は、プログラム 70 として配送履歴通知部 69 を備えて記憶してなる。

【0039】

配送履歴通知部 69 は、図 9 に配送履歴照会処理動作を示すように、出品者 Y のユーザ端末 2 や落札者 Z のユーザ端末 3 から、問合せ番号として、送り状番号が入力されて配送履歴の照会を受けると (S101)、配送履歴データベース 59 から、送り状番号をキーに該当する配送履歴データを読み出し (S102)、ユーザ端末の配送履歴回答画面に表示させて出品者 Y や落札者 Z に回答する (S103) ようにプログラムされている。配送履歴回答画面には、配送履歴データとして、送り状番号で落札物の配送状況を特定した上で、「配達完了」等の最新の配送状況を、個数・重量/サイズ等の荷物情報と共に表示して回答する一方、出品者 Y の住所・氏名・電話番号など出品者 Y に関する出品者情報 m お

10

20

30

40

50

よび落札者 Z の住所・氏名・電話番号など落札者 Z に関する落札者情報 n は、一切表示せず、配送履歴照会に当たっても、出品者 Y と落札者 Z の互いの匿名性を確保している。

【 0 0 4 0 】

さて次に、上述した構成の匿名配送管理システムの作用について、仲介者 X の配送仲介サーバ 1 と、配送者 N の配送管理サーバ 4、集荷側拠点 A の拠点端末 6、配達側拠点 B の拠点端末 7 の情報処理を中心に、図 1 を参照しながら図 1 0 に示す処理動作に沿って、以下に説明する。

【 0 0 4 1 】

まず、配送管理サーバ 4 は、配送仲介サーバ 1 から、オークション売買の成立した落札物について、オークションの ID 番号に送り状番号 a をデータ上関連付けて、配送申込データが入力されると (S 1)、配送申込データをデータ記憶部 4 a に格納する一方、集配拠点選定部 1 0 a を動作してエリアマスタ 1 1 から拠点識別データを読み出し、拠点識別データから配送申込データに記録された地域別コードを照合し、出品者 Y の住所に最寄りの集荷側拠点 A と、落札者 Z の住所に最寄りの配達側拠点 B を検索して割り出す (S 2)。次いで、集荷指示データ処理部 1 0 b を動作し、配送申込データに基づいて集荷指示データ 1 5 を編集し (S 3 a)、送り状番号 a で 1 件別に識別した上で、顧客単位に仕分けしてデータ記憶部 4 a に格納する (S 4 a)。また、集荷用送り状データ処理部 1 0 c を動作し、配送申込データに基づいて集荷用送り状 2 0 を編集し (S 3 b)、送り状番号 a で 1 件別に識別した上で、顧客単位に仕分けしてデータ記憶部 4 a に格納する (S 4 b)、また、配達用送り状データ処理部 1 0 d を動作し、配送申込データに基づいて配達用送り状データ 3 0 を編集し (S 3 c)、送り状番号 a で 1 件別に識別した上で、顧客単位に仕分けしてデータ記憶部 4 a に格納する (S 4 c)。

【 0 0 4 2 】

その後、配送管理サーバ 4 は、集荷側拠点 A の拠点端末 6 から、集荷日の集荷依頼案件について照会を受けると (S 5)、回答先の集荷側拠点 A が担当する顧客別集荷依頼案件の集荷指示データ 1 5 と集荷用送り状データ 2 0 を、データ記憶部 4 a から読み出して集荷側拠点 A の拠点端末 6 へ伝送する (S 6)。他方で、拠点端末 6 では、集荷指示データ取得部 4 0 a を動作し、配送管理サーバ 4 からデータ移送されている集荷指示データ 1 5 を取り込む一方、取り込む集荷指示データ 1 5 を、送り状番号で 1 件別に識別してデータ記憶部 6 a に格納した上で (S 7 a)、集荷側端末プリンタ 3 9 へ出力し、該端末プリンタ 3 9 で記録用紙に印字して集荷指示書 4 5 を印刷する (S 8 a)。併せて、集荷側拠点 A の拠点端末 6 は、集荷用送り状データ取得部 4 0 a を動作し、配送管理サーバ 4 からデータ移送される集荷用送り状データ 2 0 も取り込む一方、取り込む集荷用送り状データ 2 0 を、送り状番号 a で 1 件別に識別してデータ記憶部 6 a に格納した上で (S 7 b)、集荷側端末プリンタ 3 9 へ出力し、図 6 に示すように、依頼主控え 2 6 のラベルと番号読取片 2 7 のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙 2 8 に端末プリンタ 3 9 で印字して集荷用送り状 5 0 を印刷する (S 8 b)。

【 0 0 4 3 】

そこで、集荷側拠点 A では、集荷担当者が集荷用送り状 5 0 を持参し、集荷指示書 4 5 に記載 (図 2 参照) の集荷先へ出向いて落札物を集荷する。この集荷時、集荷担当者は、図 1 1 に示すように、集荷用送り状 5 0 のラベル台紙 2 8 から、依頼主控え 2 6 と運賃請求書片 2 9 を剥ぎ取って出品者 Y に渡す一方、依頼主控え 2 6 と運賃請求書片 2 9 が剥離状態の集荷用送り状 5 0 ' を落札物に貼着してから、集荷用送り状 5 0 ' の届け先欄 1 6 c に記載の配達側拠点 B 「港 センター」へ向け配送する。従って、落札物の集荷作業過程において、集荷用送り状 5 0 ・ 5 0 ' には、届け先欄 1 6 c に落札者情報 n に代え匿名データ x 「港 センター気付オークション落札者」と配達側拠点 B の名称を使って届け先の落札者情報を匿名表示し、併せて、集荷指示書 4 5 にも、届け先欄に落札者情報 n に代え匿名データ x、即ち、アスタリスク (* 印) を記録して届け先の落札者情報 n を匿名表示しているため、出品者 Y に落札者情報 n が開示されることなく、匿名性を確保して落札物を出品者 Y の元から集荷することができる。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 4 】

しかる後、落札物が配達側拠点Bに到着すると、配達担当者が落札物に貼着した集荷用送り状50'から番号読取片27を、図12に示すように剥ぎ取り、番号読取片27に記録されたバーコードgを、拠点端末7の前記バーコードリーダーで読み取って送り状番号aを読み込む(S9)。次いで、拠点端末7は、送り状番号aが読み込まれると、当該送り状番号aを基に、配送管理サーバ4からデータ移送される配達用送り状データ30の取込処理動作に入る(S10)。即ち、配送管理サーバ4は、送り状番号aに該当する配達用送り状データ30をデータ記憶部4aから読み出して配達側拠点Bの拠点端末7にデータ移送する一方(S11)、拠点端末7側では、配達用送り状データ30を取り込み、配達用送り状出力部55bを動作して配達側端末プリンタ49に出力し、図7に示すように、受領書用データ部22の書込み情報が記録される受領書31のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙32に、端末プリンタ49で印字して配達用送り状60を印刷する(S12)。

10

【 0 0 4 5 】

そこで、配達側拠点Bでは、配達用送り状60を落札物に貼着した集荷用送り状50'に覆い重ねて貼り付けてから、この落札物を落札者Zの届け先へ向け配達する。到着貨物が複数件ある場合は、配達用送り状60を集荷用送り状50'上に貼り付けるとき、配達用送り状60と集荷用送り状50'に記載の荷物照合用番号19を照合し、これにより、貼付ミスに起因した誤配発生を防止する。それから、届け先において、配達担当者は、落札物上に貼着した配達用送り状60から、受領書31を、図13に示すように剥ぎ取ってから、落札者Zから、図14に示すように、剥がした受領書31に受領印75を受け、捺印済み受領書31を配達側拠点Bへ持ち帰る。従って、落札物の配達作業過程においても、配達用送り状60には、依頼主欄21b・22bに出品者情報mに代え匿名データx、即ち、アスタリスク(*印)を記録して集荷先の出品者情報mを匿名表示しているため、落札者Zに出品者情報mが開示されることなく、匿名性を確保して落札物を落札者Yに配達することができる。

20

【 0 0 4 6 】

次に、配達側拠点Bまで配送した後、配達側拠点Bに保管する配達途中の落札物を出品者Yへ返送する返送処理について、配送管理サーバ4と、配達側拠点Bの拠点端末7の情報処理動作を中心に、図15に示す処理手順に沿って、以下に説明する。

30

【 0 0 4 7 】

配送管理サーバ4は、配送履歴サーバ5から、落札物に関する最新の配送状況を配送履歴データとして随時伝送されている。そこで、配送管理サーバ4は、伝送される最新の配送状況が、配達側拠点Bから落札者Zの届け先へ落札物を配達できない事由(受取拒否・長期不在・住所や転居先不明など)が原因で、例えば落札物に関する配達側拠点Bでの保管日数が、配達予定日(届け指定日)から所定の日数(14日)を経過した所定の返送日(15日目)になると、配達側拠点Bに保管する落札物を出品者Yの元へ戻すための返送処理を実行する。即ち、返送指示データ処理部10eを動作し、配達側拠点Bに保管中の落札物を出品者Yへ返送する作業を指示する返送指示データを生成し、その返送指示データを、配送者Nが新たに採番した返送用送り状番号a1で識別して配達側拠点Bの拠点端末7に配信する(S301a)。また、返送用送り状データ処理部10fを動作し、返送用送り状データ35を編集してから(S301b)、データ記憶部4aに返送用送り状番号a1で1件別に識別して格納する(S302)。

40

【 0 0 4 8 】

一方、配達側拠点Bの拠点端末7は、返送指示データを受信すると、返送用送り状データ取得部55cを動作し、返送用送り状番号a1を基に、配送管理サーバ4からデータ移送される返送用送り状データ35の取込処理動作に入る(S303)。即ち、配送管理サーバ4が返送用送り状番号a1に該当する返送用送り状データ35をデータ記憶部4aから読み出して配達側拠点Bの拠点端末7にデータ移送する一方(S304)、拠点端末7側では、返送用送り状データ35を取り込み、返送用送り状データ出力部55dを動作し

50

て配達側端末プリンタ49に出力し、図8に示すように、受領書用データ部22の書込み情報が記録される受領書41のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙42に、端末プリンタ49で印字して返送用送り状65を印刷する(5305)。

【0049】

そこで、配達側拠点Bでは、返送用送り状65を、落札物に貼り付けてから、この落札物を、集荷側の拠点Aを経て出品者Yの届け先住所に返送する。それから、届け先において、配達担当者は、落札物上に貼着した返送用送り状65から受領書41を剥ぎ取ってから、出品者Yから、剥がした受領書41に受領印を受けて、捺印済み受領書41を持ち帰る。従って、落札物の返送作業過程において、返送用送り状65には、依頼主欄23c・24cに落札者情報nに代え匿名データx、即ち、アスタリスク(*印)や「オークション落札者」と記録して落札者情報nを匿名表示しているため、出品者Yに落札者情報nが開示されることなく、匿名性を確保して落札物を出品者Yの元に返送することもできる。

10

【0050】

ところで、本発明は、例えば、落札物を落札者Zの届け先にまで配達完了した後で、届けた落札物について、品違い等を理由に落札者Zからオークションサイトを通して仲介者Xに返品依頼があり、返品依頼に応じて落札物を出品者Yへ返送する場合には、元の前記配達側の拠点Bが返品落札物を落札者Zから集荷する集荷側の拠点Aとなる一方、元の前記集荷側の拠点Aが届け先の出品者Yへ配達する配達側の拠点Bになるだけで、落札者Zに届いた返品落札物を、先に配達側であった集荷側拠点Aから落札者Zの元に出向いて集荷し、先に集荷側であった配達側拠点Bまで逆向きに配送してから、配達側拠点Bから届け先の出品者Yの元へ配達すればよく、この通常の配送処理を以って(図10参照)、そのまま落札者Zに届けた落札物を出品者Yへ戻す返送処理に代えることができる。

20

【0051】

そこで、本発明では、返品依頼に係る落札物の返送処理に当たっても、集荷作業過程において、集荷用送り状には、届け先欄に出品者情報mに代え匿名データを記録し、届け先の出品者情報mを匿名表示し、しかも、集荷指示書にも、届け先欄に出品者情報mに代え匿名データを記録して届け先の出品者情報mを匿名表示しているため、集荷先の落札者Zに出品者情報mが開示されることなく、匿名性を確保して返品落札物を落札者Zの元から集荷することができる。

【0052】

次いで、返品落札物の配達作業過程においても、配達用送り状には、依頼主欄に落札者情報nに代え匿名データを記録して集荷先の落札者情報nを匿名表示しているため、出品者Yに落札者情報nが開示されることなく、匿名性を確保して落札物を出品者Yの届け先へ配達することができる。

30

【0053】

ところで、上述した実施の形態は、配送者Nの配達側拠点Bに前記拠点端末7を備え、落札物を落札者Zの届け先まで宅配する例を示した。しかし、本発明は、配送方法が、そのような宅配に限らず、例えば落札者Zにとって都合のよい受取指定住所に最寄りのコンビニ(コンビニエンスストア)・スーパーマーケット・ガソリンスタンド等の受取代理店に、落札者Zが出向いて落札物を受け取る店舗受取配送の場合にも適用することができる。

40

【0054】

この店舗受取配送の場合、本発明は、配達側拠点Bの拠点端末7をコンビニ等の受取代理店に備える一方、配送者Nの配送管理サーバ4には、落札者Zからオークションサイトを通して仲介者Xに、落札物の受取方法として店舗受取配送を選択し、受取代理店として所定のコンビニを指定した配送申込データが仲介者Xの配送仲介サーバ1から入力されるシステム構成になっている。一方、コンビニ店内の拠点端末7は、出品者Yから落札物が集荷されてコンビニの受取代理店に到着すると、集荷用送り状50から番号読取片27を剥ぎ取り、バーコードリーダで番号読取片27に記録されたバーコードgを読み取って拠点端末7に送り状番号aを読み込ませる。すると、拠点端末7は、読み込んだ送り状番号

50

aを基に、配送管理サーバ4からデータ移送される配達用送り状データ30を取り込んで端末プリンタ49に出力し(図7参照)、受領書用データ部22の書込み情報が記録される受領書31のラベルが剥離自在に貼着されたラベル台紙28に端末プリンタ49で印字して配達用送り状60を印刷する。それから、コンビニの受取代理店では、配達用送り状60を、落札物に貼着した集荷用送り状50'上に覆い重ねて貼着してから、落札物を受け取りに来た落札者Zに受け渡す。このとき、店員は、落札物上に貼着した配達用送り状60から受領書41を剥ぎ取ってから、落札者Zから、受領書41に受領印75を受けて捺印済み受領書41を受け取り、以って、落札物の受け渡しを終える。なお、落札物を返送処理する場合は、出品者Yが受取代理店を指定し、その受取代理店で返品落札物を受け取る店舗受取配送方法となり、このような返送処理の場合の店舗受取配送方法にも適用することができる。

10

【0055】

以上の実施形態では、配達側拠点Bの拠点端末7にバーコードリーダを備え、落札物が配達側拠点Bに到着したとき、集荷用送り状50'から剥ぎ取った番号読取片27上のバーコードgを配達側拠点端末7のバーコードリーダで読み取って送り状番号を読み込む構成であった。しかし、本発明では、他のバーコード読取手段、例えば配達担当者が所持する携帯通信端末を用い、携帯通信端末に備えたバーコードリーダ部で同様にバーコードgを読み取って配達側拠点端末7に送り状番号を読み込ませる構成にすることもできる。

【図面の簡単な説明】

【0056】

20

【図1】本発明による匿名配送管理システムの全体構成を示すブロック図である。

【図2】集荷指示データを表示した画面構成図である。

【図3】集荷用送り状データを表示した画面構成図である。

【図4】配達用送り状データを表示した画面構成図である。

【図5】返送用送り状データを表示した画面構成図である。

【図6】集荷用送り状の正面図である。

【図7】配達用送り状の正面図である。

【図8】返送用送り状の正面図である。

【図9】ユーザ端末と配送履歴管理サーバによる配送履歴照会処理動作を説明するフローチャートである。

30

【図10】配送仲介サーバ、配送管理サーバ、集荷側拠点の拠点端末、配達側拠点の拠点端末による落札物の匿名配送処理動作を説明するフローチャートである。

【図11】集荷用送り状を依頼者控えと運賃請求書のラベルを剥ぎ取った状態で示す正面図である。

【図12】集荷用送り状から剥ぎ取った番号読取片を示す正面図である。

【図13】配達用送り状から剥ぎ取った受領書を示す正面図である。

【図14】受領書剥離状態の配達用送り状を示す正面図である。

【図15】配送管理サーバと配達側拠点の拠点端末による落札物の返送処理動作を説明するフローチャートである。

【符号の説明】

40

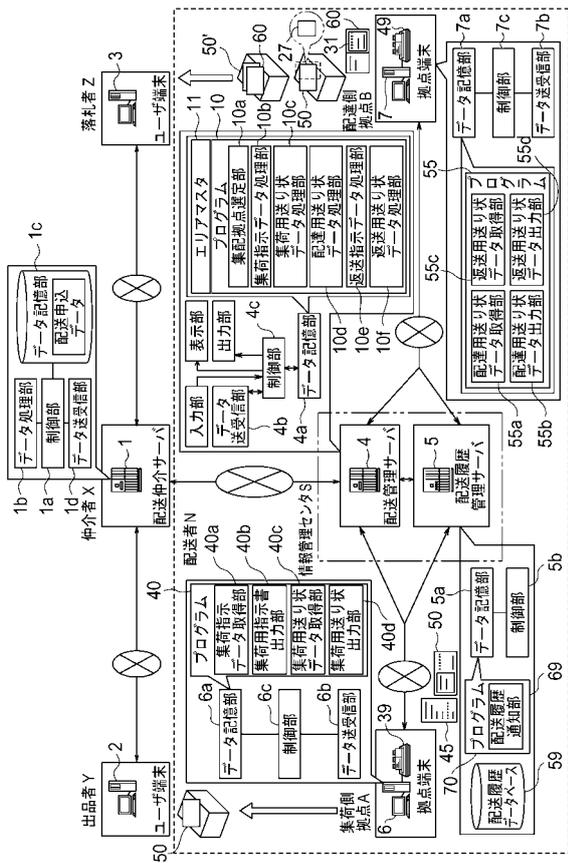
【0057】

A	集荷側拠点
B	配達側拠点
N	配送者
S	配送者の情報管理センタ
X	仲介者
Y	出品者
Z	落札者
a・a1	送り状番号
g・g1	バーコード

50

m	出品者情報	
n	落札者情報	
x	匿名データ	
1	配送仲介サーバ	
2・3	ユーザ端末	
4	配送管理サーバ	
5	配送履歴サーバ	
10・40・55	プログラム	
10a	集配拠点選定部	
10b	集荷指示データ処理部	10
10c	集荷用送り状データ処理部	
10d	配達用送り状データ処理部	
10e	返送指示データ処理部	
10f	返送用送り状データ処理部	
15	集荷指示データ	
20	集荷用送り状データ	
26	依頼主控え	
27	番号読取片	
28・32・42	ラベル台紙	
30	配達用送り状データ	20
31・41	受領書	
35	返送用送り状データ	
6	集荷側拠点の拠点端末	
40a	集荷指示データ取得部	
40b	集荷指示書出力部	
40c	集荷用送り状データ取得部	
40d	集荷用送り状出力部	
45	集荷指示書	
7	配達側拠点の拠点端末	
55a	配達用送り状データ取得部	30
55b	配達用送り状出力部	
55c	返送用送り状データ取得部	
55d	返送用送り状出力部	
50・50'	集荷用送り状	
60	配達用送り状	
65	返送用送り状	

【図1】

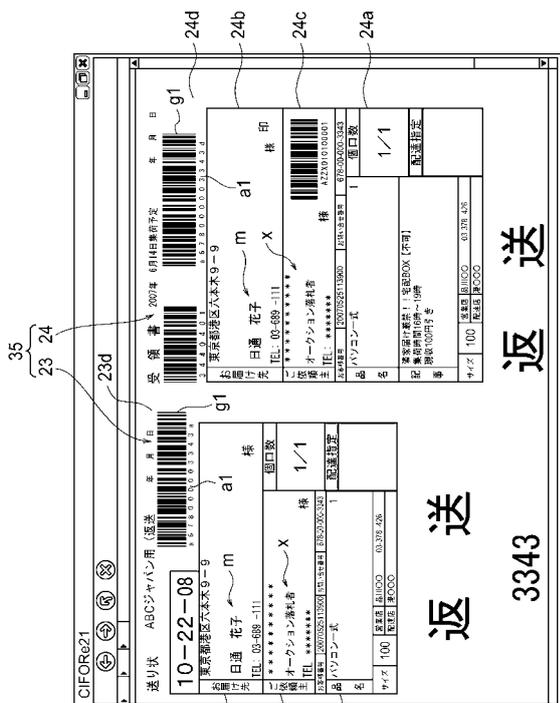


【図2】

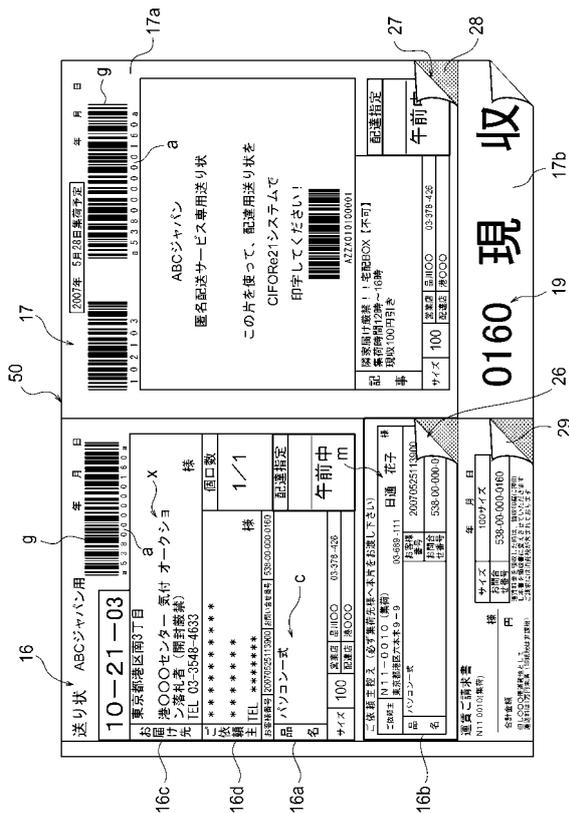
【図3】

【図4】

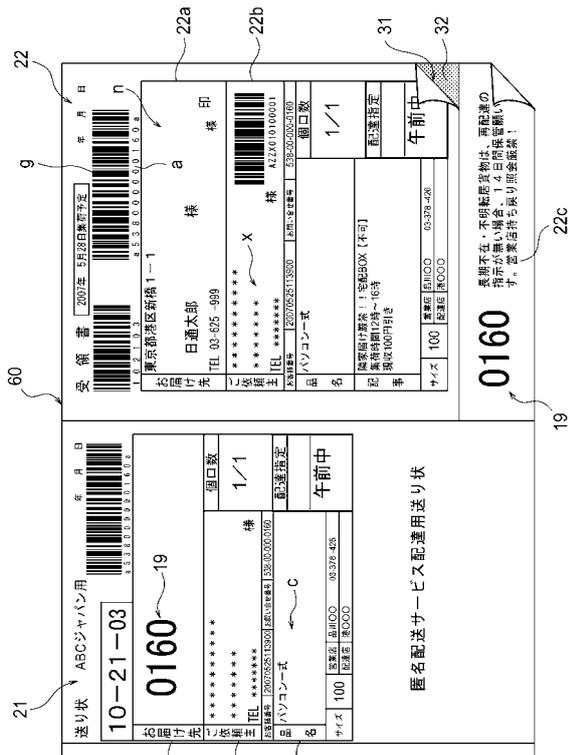
【図5】



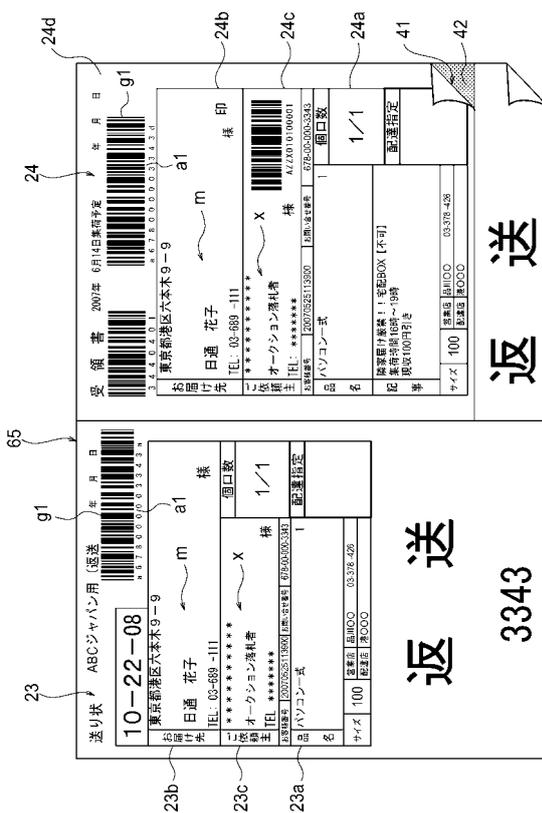
【図6】



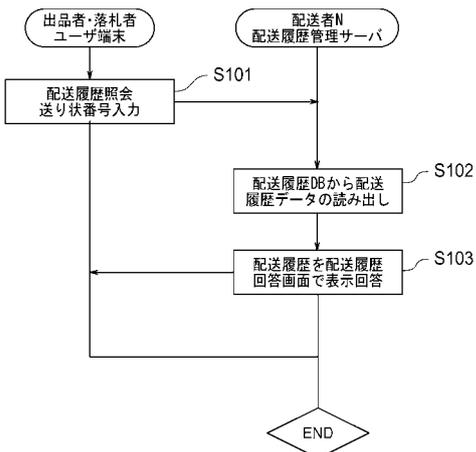
【図7】



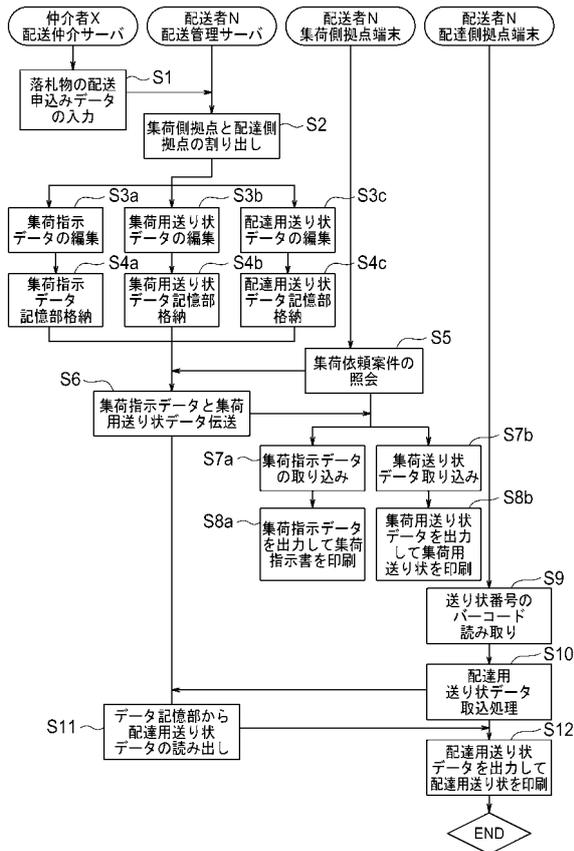
【図8】



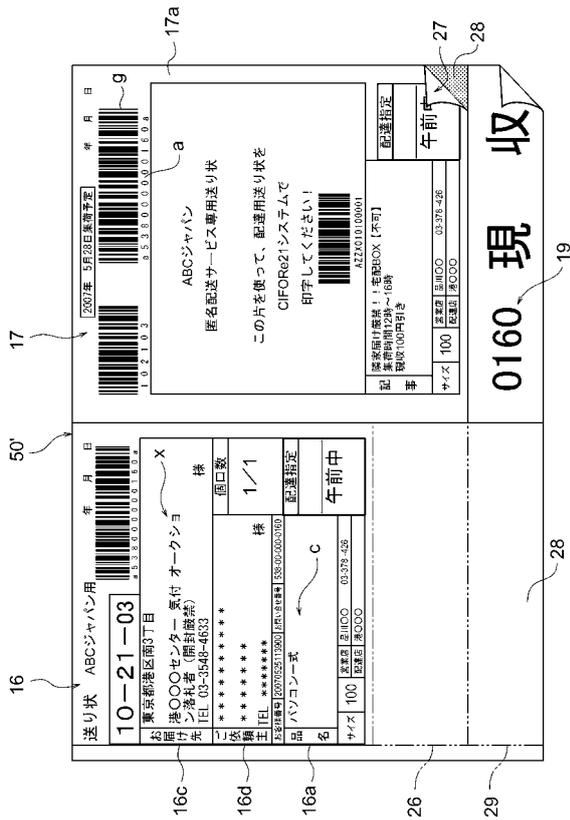
【図9】



【図10】



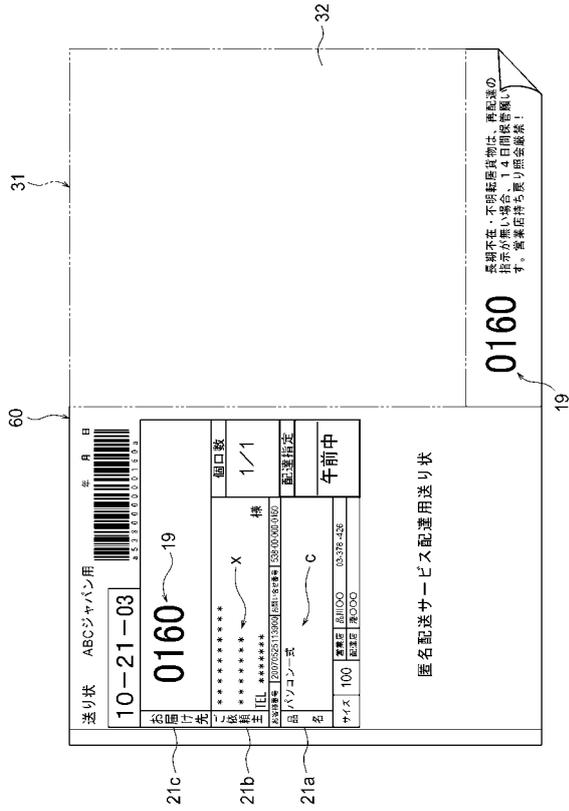
【図11】



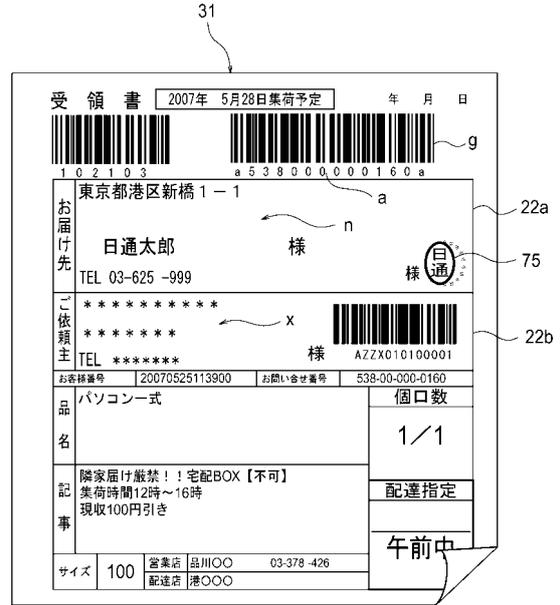
【図12】



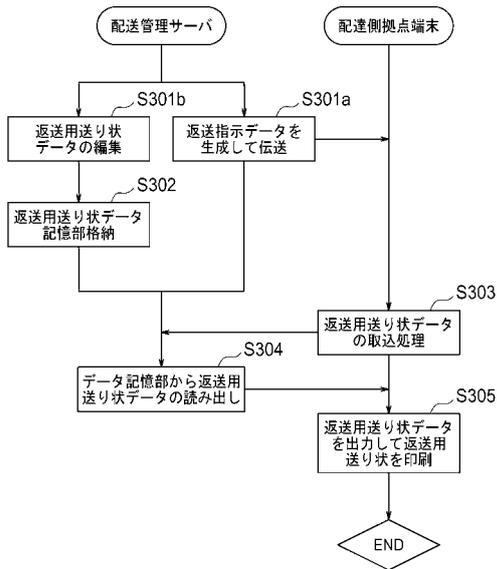
【図13】



【図14】



【図15】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2005-174066(JP,A)
特開2001-312670(JP,A)
特開2004-338826(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q	30/06
B65G	61/00
G06K	19/06
G06Q	10/10